

## 「委員等から出された主な議論」に対する意見

椋野 美智子

6頁

### 1 保育対象範囲について

#### ○ 保護者の就労を要件とする場合について

- ◆ 今後需要の大幅な拡充が見込まれる短時間勤務等の場合については、現行制度でも特定保育・一時保育の給付メニューも活用しながら、認可保育所による受入れで可能な限り対応。現行では対応しきれていないニーズについても、利用者の意向を踏まえながら、認可保育所における対応を拡大するとともに、多様な給付メニュー（受け皿）を制度的に考える必要。

【以下の意見を追加】

- 多様な給付メニュー（受け皿）には、施設型だけでなく、ファミリーサポートセンターやベビーシッターのような訪問型のサービスも考えるべき。

11頁

### 2 保育利用までの具体的な流れについて

#### ③-2 需要が供給を上回っている場合

- ◆ （対応イメージ例1）

利用者が第一希望の保育所等に直接利用の申込みを行う際、申請書類に第二希望以降の保育所等も記載する仕組み（複数の第一希望保育所等に利用申込みを行うことは禁ずる）。

（対応イメージ例2）

利用者が優先順位を付した複数の希望する保育所等を記載した申請書類を、市町村又は市町村が関与した連絡協議会に申し込む仕組み。

→ 市町村（又は連絡協議会）は保育所等を例2の利用者に斡旋。

【以下の意見を追加】

- 需給を判断する「地域」は、市町村全域ではなく、できれば小学校、広くとも中学校圏域程度で考える必要がある。

平成20年3月  
石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課

## マイ保育園みんなで子育て応援事業の実施結果

### 1 事業の背景……地域や家庭の子育て力の低下

近年、都市化や核家族化によって人間関係が希薄化し、家庭の内においても、また家庭の外においても、子どもの成長を支え合う力が弱くなった。

① 兄弟姉妹の減少などにより、小さい子どもとの関わり合いを持った経験が乏しく、子どもを敬遠する若者や、我が子への接し方が分からず、育児不安に悩む親が増加している。

また、家庭より仕事を優先する意識が強いことから、長時間労働により父親等の育児の参加が進まず、母親にとって子育てが負担となっている。

② 子どもが良好な対人関係を築く力を十分身に付けることができないまま成長し、家庭、学校、地域など様々な社会の中で疎外感を覚え、自己の存在を過小評価するなど、子どもの心身の健全な成長を阻害する状況が見られるようになった。

③ こうしたことを背景に、いわゆる密室育児やそれに伴う児童虐待の相談件数が増加している。

児童虐待相談処理件数 H14 135件  
H19 352件 (5年間で2.6倍、未就学児童が46.6%)

### 2 マイ保育園登録制度の開始

保育所の普及率が全国的にも高い本県では、県内どの地域にもある保育所等を身近な子育て拠点として位置付けて、本県独自の「マイ保育園登録制度」を実施し、家庭で保育を行っている親子を支援することとした。

在宅保育の母親等が保育所見学や育児体験、保育士への育児相談を通じて育児不安の解消を図るとともに、一時保育の利用などを通じて育児負担の軽減を図り、妊娠期から概ね3歳未満のすべての子育て家庭の育児支援を行った。

#### [事業の概要]

##### ① 事業の開始

平成17年10月から

##### ② 対象者

妊娠期から在宅で保育を行っている概ね3歳未満の親子

##### ③ 実施施設

保育所、事業実施を希望する幼稚園、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、子育てひろば）で市町が適当と認めた施設

##### ④ 保育所等に子育て家庭を登録

##### ⑤ 事業内容

ア 登録園の見学、育児体験等

- 出産までに登録園を見学、おむつ交換、授乳、沐浴、離乳食づくりなどを体験
- イ 一時保育体験
    - 半日無料券（3回分）を交付
  - ウ 育児相談・育児教室への参加

[事業の実施状況・成果]

- ① 実施市町、登録児童数等（平成19年度）
  - 18市町 4,269人
  - 一時保育の利用 4,412件
- ② 成果
  - マイ保育園の利用者からは、育児不安の解消や母親のリフレッシュに繋がったとの評価を得た。

3 マイ保育園みんなで子育て応援事業の概要

地域の子育て支援機能の充実のため、マイ保育園登録制度の更なる機能強化策として、全国初の試みとして、保育所に配置した子育て支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）が、家庭で子育てをしている親子が必要な保育サービスを計画的かつ継続的に利用できるよう、介護保険におけるケアプランの育児版とも言える「子育て支援プラン」を作成するモデル事業を20か所の保育所で実施した。

[事業の目的]

マイ保育園登録制度の目的に加え、次の目的を定めた。

- ① 児童の発達の促進
  - 子どもが、他の大人や同年齢の子どもなど多くの人と出会い、ふれあうことによる発達の促進
- ② 親子関係への好影響
  - 一時保育など保育サービスの積極的な利用により、リフレッシュして育児に専念することにより親子関係への良い影響を見込むとともに「密室育児」の解消や虐待予防
- ③ 地域連携の推進
  - 子育てプランの作成を通じた保育所と地域の子育て資源との連携による地域の子育て力の回復

[事業の概要]

- ① 事業の実施期間
  - 平成18年10月から平成20年3月
- ② 実施施設
  - 20か所の保育所（7市町） 施設名は別紙のとおり
- ③ 事業内容
  - ア コーディネーターの配置

- イ 協力者親子に対する子育て支援プランの作成・提供
- ウ 保育ママ（石川版）の活用

④ 実施状況

協力者数 377人（H18.10～H20.3）

支援プラン作成数 1,924件（ ” ）

保育ママの活用（登録者数 66人）

- ・ 未就園児の自宅等での一時預かり
- ・ 保育園・自宅間の園児送迎
- ・ 保育園における絵本の読み聞かせ、手遊び・ふれあい遊び、保育園開放行事・食事体験の手助け
- ・ 保護者を対象とした育児教室・育児相談等の実施

4 事業の成果

(1) 子育て支援プランの作成

協力者親子に対し、試行により子育て支援プランを作成・提供し様式等の工夫を行った。

① 事例の概要(例)

母親に育児負担があっても1人で頑張ろうとする事例 (No.4)

(家族の状況・課題)

核家族。生後6か月の双子。祖父母が遠方のため、育児の協力が得られない。離乳食が思うように進まず、悩んでいる。1人が泣けばもう1人が泣くなど、母にゆとりが感じられず、表情が固い。母は「育児は特に大変ではない」と言う。

(支援内容)

- ・ 母親の負担軽減と子の育ちを見守るため、週1回の一時保育を実施。
- ・ 送迎時など母親になるべく声かけを行い、信頼関係ができるよう努める。
- ・ 母親同士の交流及び子との関わり方やふれあい遊びの紹介など育児サポートのため、週1回のマイ保育園登録者対象の育児教室への参加を計画。
- ・ 個別の相談に対応するため（離乳食のこと、育児について）、月2回の育児相談を実施。主に母の話を傾聴する。
- ・ 同じ立場の母親が集まる多胎児サークルを紹介。

(支援結果)

母親の表情が明るくなり、育児教室では、お互いの悩みや苦勞、楽しみを共感できる仲間ができた。個別の育児相談を進めて行くにつれ「育児が大変」と本音が言えるようになる。子どもも母親の後追いが減り、活発に遊ぶようになった。

② 作成したプラン(例)

## 子育て支援プラン【長期用】

作成年月日 平成 19 年 6 月 15 日

(初回) ・ 継続 変更 回目

\*初回プラン作成日 平成 年 月 日

保護者名 A・A 生年月日 年 月 日 32 歳	マイ保育園名 △保育園		
子の名前 A・B 生年月日 E H 年 月 日 歳 6 ヶ月	子育て支援コーディネーター F		
子育てに関する保護者の意向  健康に、人と仲良く関わられるように。			
総合的な援助の方針（子育て支援、子どもの発達支援）  心身ともに安心して育児ができるよう、ともに考えていきましょう。			
※サービス提供上の留意事項 母の思いを受け止めながら、押し付けにならないようにする。			
目 標	長期目標 心身ともに安心して生活を送ることができる。 子の発達の経過を見守ることができる。		
	短期目標 身近に相談相手を作ることができるようになる。 他児とふれあう機会を作ることができるようになる。		
サービス内容	サービス種別	サービス担当機関	頻 度
子どもの相談	保育園での育児相談	△保育園	月 2 回
母親の休息、子の発達の見守り	一時保育	△保育園	月 4 回
母親同士の交流の場	育児教室	△保育園	月 4 回
多胎児の母同士の交流	多胎児サークルの紹介	多胎児サークル	月 1 回
.....	.....	.....	月 回
.....	.....	.....	月 回
.....	.....	.....	月 回
次回プラン見直しの時期 平成 19 年 9 月 15 日 ごろ（6ヶ月以内）			
備考			

※子育て支援プランについて説明を受け、内容に同意しました。

平成 19 年 6 月 15 日

保護者氏名（署名）

A・A

## 子育て支援プラン【月間用】

平成 19 年 7 月

作成年月日 平成19年 6月 26日

保護者氏名 A・A

プラン作成者名 F

区分	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
第一週	日 [ 30 日 ]	[ 31 日 ]	[ 1 日 ]	[ 2 日 ]	[ 3 日 ]	[ 4 日 ]	[ 5 日 ]
	時間 内容 (場所)						
第二週	日 [ 2 日 ]	[ 3 日 ]	[ 4 日 ]	[ 5 日 ]	[ 6 日 ]	[ 7 日 ]	[ 8 日 ]
	時間 内容 (場所)	9:00~12:00 一時保育 △保育園	10:00~12:00 多胎児サークル ○△センター	9:00~12:00 育児教室 △保育園			
第三週	日 [ 9 日 ]	[ 10 日 ]	[ 11 日 ]	[ 12 日 ]	[ 13 日 ]	[ 14 日 ]	[ 15 日 ]
	時間 内容 (場所)	9:00~12:00 一時保育 △保育園		9:00~12:00 育児教室 △保育園		10:00~11:00 育児相談 △保育園	
第四週	日 [ 16 日 ]	[ 17 日 ]	[ 18 日 ]	[ 19 日 ]	[ 20 日 ]	[ 21 日 ]	[ 22 日 ]
	時間 内容 (場所)	9:00~12:00 一時保育 △保育園		9:00~12:00 育児教室 △保育園			
第五週	日 [ 23 日 ]	[ 24 日 ]	[ 25 日 ]	[ 26 日 ]	[ 27 日 ]	[ 28 日 ]	[ 29 日 ]
	時間 内容 (場所)			9:00~12:00 育児教室 △保育園		14:00~15:00 育児相談 △保育園	

注) 利用実績があった場合は、□を■のように塗りつぶすこと。

※子育て支援プランについて説明を受け、内容に同意しました。

※子育て支援プランにかかる利用実績確認

平成 19年 6月 26日

平成 19年 7月 31日

保護者氏名(署名) A・A

保護者氏名(署名) A・A

### (2) 子育て支援プランに基づく支援が親子に与えた効果

利用者やコーディネーターからの意見を次のとおり集約した。

- ① 保育士と気軽に話すことで母親のリフレッシュに繋がり、また、保育士に話を聞いてもらうことで気持ちが楽になり、育児不安や孤立感の解消に繋がった。
- ② 保育士等から育児のアドバイスを受けることで育児の参考になったり、育児不安の解消に繋がった。
- ③ 子育て支援に関する情報が得やすくなった。
- ④ 一時保育の利用により子育てに余裕ができた。
- ⑤ 定期的に一時保育を利用したところ、子ども同士の触れ合いにより良い刺激を受けて成長し、子どもが集団に入っていけるようになるなど、子どもの社会性が育った。
- ⑥ プランを作ってもらったことで、生活が規則正しくなり、子どもの生活リズムが整え易くなった。
- ⑦ 子育て支援プランの作成を通じて地域の子育てサービスとの連携が進んだ。

### (3) コーディネーターの育成

養成研修受講者 341人

## 5 今後の課題

事業を実施した結果、次の課題が明らかになった。

### (1) コーディネーターの複数配置

保育所における地域の子育て支援を一層強化するため、コーディネーターの支援時間の確保

と複数配置が必要。

(2) コーディネーターへの支援

コーディネーターに対してアドバイスができるスーパーバイザーが必要。

(3) 母親への支援の充実

気になる子どもの場合、子どもの発達に問題があるケースよりも、母親自身への支援が必要なケースが多いことが分かった。

(4) 関係機関との連携強化

初めて子どもを持つ家庭や転勤家庭など、周りの援助が得にくく「密室育児」になりがちな家庭ほど、マイ保育園登録による支援が必要であるが、そのような家庭からの登録が伸び悩んでおり、その掘り起こしが保育所側からだけでは困難な状況である。

このため、保育所と市町行政部門や母子保健等関係機関との連携強化が必要。

(5) 情報交換の推進

コーディネーター同士の情報交換の場を設けて課題を検討することが必要。

## 6 今後の取組み

(1) マイ保育園登録制度の推進

制度やサービス内容の周知（特に産科医等との連携による妊婦への周知）

(2) コーディネーターの全県配置と子育て支援プランの普及の推進

- ・ コーディネーターの養成研修を継続して実施するとともに、平成20年4月から全県配置を進める。
- ・ 普及を後押しするため、民間保育所の取り組みに対して助成を行う。

(3) マイ保育園と母子保健等との連携の強化

子育てに不安を持つ家庭に対しては保健師等とも連携して支援内容を強化し、子どもの発達段階や個々の家庭の事情に応じた支援体制の確立を図る。

## 7 その他

(1) 県条例等及び長期計画における位置づけ

① いしかわ子ども総合条例（H18）

乳幼児登録園（マイ保育園）、乳幼児発達支援計画（子育て支援プラン）、在宅育児支援専門員（コーディネーター）を明記。

② 石川県新長期構想（H18→H27）

マイ保育園の定着とコーディネーターの配置を明記。

③ いしかわエンゼルプラン2005

（次世代育成支援対策推進法の石川県行動計画（平成17年）H16→H21）

マイ保育園登録制度によるすべての子育て家庭への支援を明記。

(2) 保育所数（H19.4.1現在 金沢市を除く）

273か所（公立200、私立73）